



2026 年 (令和 8) 4 月号
新座市精神障害者家族会 やすらぎの会
352-0023
新座市堀ノ内 3-4-11
電話 048-482-5155

第 306 号

4 月例会報告

(中央公民館 視聴覚室 出席 7 名)

さわやかな 4 月の風に、桜の花びらが道端に舞い集まり、新緑の美しい季節となりました。

先日の例会では、これからの一年間、どのようなテーマを取り上げていくかを中心に話し合いました。

その中で、「例会に出席されていない会員さんのもとへ出向き、声をかけたい。ご様子を伺い、また例会に顔を見せていただけるようお伝えしたい」というご意見がありました。これまでにあまりなかった新しい視点であり、ぜひ実現していきたいと感じました。また、「お食事会が良かったので、ぜひまた皆さんで集まりたい」という声もあり、今後の年間計画に取り入れていきたいと思いました。

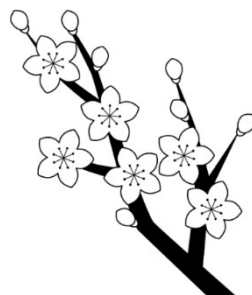
毎月おこなっている例会については、「日頃の過ごし方や服薬のこと、困っていることなど、悩みや心配ごとを聞いてもらいたい、そして皆さんの意見を聞きたい」というご意見もありました。まさに家族会の大切な役割であると改めて感じました。

以前は市のバスを利用した日帰り旅行もあり、楽しい時間を過ごすことができましたが、現在はそのような機会が難しくなっています。会員の皆さまの高齢化も進む中で、遠出は難しい状況ですが、今後も無理のない形で交流の機会を考えていきたいと思います。

これからの例会に向けて、良いアイデアがありましたら、ぜひご提案ください。室内での活動だけでなく、年に 1 回程度、屋外での例会も検討していければと思いますが、いかがでしょうか。

また、3 月の例会では、U さんより「新座市福祉フェスティバル」への出店についてご提案があり、やすらぎの会の出店内容の一つとして「沖縄そば」を出店することになりました。家族会会員のみなさまには特別価格でのご提供を予定しております。売り切れ次第終了となりますが、5 月 31 日当日、ぜひ足をお運びいただき、召し上がっていただきたいと思います。お待ちしております。

まもなく、5 月 9 日 (土) 10 時 30 分より、第 27 回定期総会を開催いたします。1 年間の活動を振り返り、今後の活動方針を決める大切な機会です。ぜひご出席くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。



成年後見制度が大きく変わる！ ～2026 年改正要綱案のポイント～

「名家連ニュース」1085 より引用

2026 年の改正案では、成年後見制度の 3 類型を廃止し「補助」に一本化、本人の意思尊重と必要性原則を重視する制度へと抜本的に見直されます。

改正の背景

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な人を支援する制度ですが、利用率は低く、2025 年時点で約 600 万人の認知症高齢者に対し、制度利用者は 24 万人にとどまっていた。また、国連障害者権利委員会からも意思決定代行制度の廃止を含む民法改正が勧告されており、本人の自己決定権を尊重する観点から改正が求められました。

課題

内 容

- ◇ 終身利用が原則・・・一度利用すると、本人の判断能力が回復しない限り終了できない
- ◇ 類型が硬直的・・・「後見」「保佐」「補助」の 3 類型があるが、本人のニーズに合わない場合がある
- ◇ 後見人の権限・・・後見人には包括的な代理権・取消権があり、本人の自己決定を制限
- ◇ 交代が困難・・・本人の状況が変化しても、後見人の交代が実現しにくい
- ◇ 報酬の負担・・・専門家が後見人になる場合、月額 2 ～ 3 万円程度の報酬負担が続く

3 類型の廃止と補助制度の一本化

現行の「後見」「保佐」「補助」の 3 類型を廃止し、すべて「補助」に統一。代理権や同意は必要な範囲に限定され、本人の自己決定権がより尊重されます。

◇必要性原則の導入

└包括的代理権等の付与を廃止し、必要な範囲・期間でのみ制度を利用可能とすることで、本人の意思に沿った支援を実現します。

◇終身制の見直し

└改正後は必要性がなくなれば途中終了が可能となります。

◇補助人の交代と本人意思の尊重

└「本人の利益のため特に必要がある」という理由で補助人の交代が容易になり、補助人は本人の意向を把握する義務が明確化されます。

◇特定補助人制度の限定導入

└事理弁識能力を欠く場合に限り、類型的な取消権を有する特定補助人を付することが可能ですが、導入の是非については慎重な運用と将来的な検証が求められます。

◇まとめ

└この改正案は成年後見制度を本人中心に再設計し、利用しやすく、本人の意思を尊重する制度へと大幅に見直すものです。2000年の制度開始以来の25年ぶりの大改正です。今後は、補助人の権限や司法審査の運用が実務上の課題となることが予想されています。（詳しくは、“法務省法制審議会民法【成年後見等関係】部会で公開）

お知らせ、今後の予定

◇ 社会福祉法人にいざ後援会第22回定期総会

日時：5月9日（土）9：30～10：30

会場：新座市民会館 2階 第1・2会議室

※後援会正会員の方は出席をお願いします。

賛助会員の方の出席は議決権のないオブザーバーとなります。

◇ 埼家連第53回定期総会

日時：5月22日（金）10：30～15：00

会場：埼玉県障害者交流センター ホール

※ 埼家連役員、理事、代議員が出席します。

◇ 5月例会

※5月は定期総会を開催するため、例会は おやすみ といたします。

※次回は、6月14日（日）13～15時、中央公民館を予定しています。

◆ 2026年度 家族会会費納入について

やすらぎの会会費 3,000円（2026年4月～2027年3月までの1年分）

【納入方法】

① 5月9日（土）の総会、または6月14日の例会で納めていただく

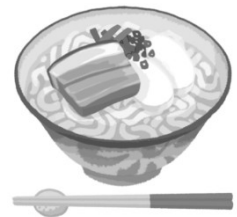
② 同封の振込用紙で郵便局から振り込んでいただく

振り込みの場合、郵便局の払込受領書を領収書に代えさせていただきます



◆ **福祉フェスティバル** に参加してみませんか！

5月31日（日）新座市役所駐車場にて第33回新座市福祉フェスティバルが開催されます。今年は、やすらぎの会で『**沖縄そば**』の店を出すことになりました（限定50食）。



家族会会員のみなさまには特別価格（100円）でのご提供を予定しております。ぜひ、お越しいただき、暖かい沖縄そばをお召し上がりください。

また、海藻や小物の販売も行います。皆さんの作品も並べて販売してみませんか。

やすらぎの会 定期総会（第27回）

日時：5月9日（土）10:30～11:30

会場：新座市民会館 2階 第1・2会議室

※9:30からの社会福祉法人にいざ後援会定期総会終了後の開催になりますので、開催時刻が多少前後することもあります。

※欠席される方は委任状の提出をお願いします。

※当日はやすらぎの会会費（3000円）の集金をさせていただきます。

家族相談

やすらぎの会・家族相談は都合により、しばらくの間、休ませていただきますのでご了承ください。埼家連の『心をつなぐ家族電話相談』をご利用ください。

【心をつなぐ家族電話相談】

電話：080-6685-2128（携帯）

相談日：毎週 月～木 【※金・土・日・祝日はやすみ】

時間：10:00～12:00

13:00～15:00

